

お知らせ

平成29年8月10日
東北電力株式会社

女川原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査における 基準地震動の変更および追加について

当社は、耐震安全性評価に係る基準地震動^{*1}のうち、プレート間地震^{*2}を考慮した基準地震動S_s-D1（640ガル）について、保守的に裕度を持たせる観点から、応答スペクトル^{*3}の形状および地震動の継続時間を変更しました。

また、海洋プレート内地震^{*4}について、S_s-D2およびS_s-D3と異なる評価手法による地震動を1波追加することとしました。この結果、地震動は合計7波になりましたが、最大加速度はS_s-D2の1,000ガルから変更はありません。

今回の基準地震動の変更および追加は、審査会合におけるコメントを踏まえ、当社としてより保守的に再検討を行ったものです。

詳細は別紙のとおりです。

女川原子力発電所については、適合性審査申請時の基準地震動に対して裕度を持たせた耐震工事を進めているため、新たな基準地震動の設定による発電所の設備への影響はないものと考えておりますが、今後、策定した7つの基準地震動に基づき、設備面における詳細な影響評価を進めてまいります。

<基準地震動の策定結果>

		前回策定時 (平成28年12月9日審査会合)	新たな基準地震動
震源を特定して策定する地震動	プレート間地震	① 基準地震動S _s -D1 640ガル	① 基準地震動S_s-D1 640ガル【変更】
		② 基準地震動S _s -F1 717ガル	② 基準地震動S _s -F1 717ガル
		③ 基準地震動S _s -F2 722ガル	③ 基準地震動S _s -F2 722ガル
	海洋プレート内地震	④ 基準地震動S _s -D2 1,000ガル	④ 基準地震動S _s -D2 1,000ガル
		⑤ 基準地震動S _s -D3 800ガル	⑤ 基準地震動S _s -D3 800ガル
		⑥ 基準地震動S_s-F3 835ガル【追加】	
震源を特定せず策定する地震動 ^{*6}		⑥ 基準地震動S _s -N1 620ガル	⑦ 基準地震動S _s -N1 620ガル

注) 震源を特定して策定する地震動のうち内陸地殻内地震^{*5}は、プレート間地震①および海洋プレート内地震④・⑤の基準地震動を下回る。

以上

※1 基準地震動

原子力発電所の耐震設計において基準とする地震動であり、敷地周辺において発生する可能性がある最大の地震の揺れの強さを示すもの。

※2 プレート間地震

海洋プレートと大陸プレートが接している境界で発生する地震。

※3 応答スペクトル

地震動がいろいろな構造物に対して、どの程度の大きさの揺れ（応答）を生じさせるか描いたもの。

※4 海洋プレート内地震

大陸プレートに沈み込む（沈み込んだ）海洋プレート内で発生する地震。

※5 内陸地殻内地震

大陸プレート内部での断層運動により発生する地震で、深さがおおよそ30 kmよりも浅い地殻の内部で発生する地震。

※6 震源を特定せず策定する地震動

震源と活断層を関連付けることが困難な、過去の内陸地殻内の地震による地震動。

<別紙>

女川原子力発電所2号機 新規制基準適合性審査における基準地震動の変更および追加について